

自転車駐輪場利用管理約款【時間貸利用】

本駐輪場は病院利用者専用です。

第1条（総則）

医療法人社団東山会（以下、「管理者」という。）が管理する自転車駐輪場（以下、「本駐輪場」という。）を利用するにあたり、自転車駐輪場利用管理約款【時間貸利用】（以下「本約款」という。）に記載の事項を承諾のうえ利用するものとする。

第2条（駐輪場利用の目的）

本駐輪場は、決められた時間内に別途定められた料金（有償・無償を問わず）を支払い、かつ本約款に定めた事項を遵守することにより駐輪区画を提供することを目的とし、自転車等を預かるものではない。

第3条（駐輪方法）

本駐輪場の利用者は、本駐輪場内に掲出された利用案内看板に従い、示された駐輪区画に駐輪し、必ず施錠すること。駐輪の際は、所定の駐輪区画内へ駐輪すること。駐輪区画外への駐輪を管理者が認定した場合、不正とみなし所定の場所に移動させることがある。

第4条（免責事由）

管理者は、管理者の責に帰すべき事由による場合を除き、以下の各号のいずれについても責任を負わない。

1. 本駐輪場内における自転車等またはその積載物・付属装着物の盗難・紛失・毀損
2. 他の利用者その他の第三者の行為に起因して発生した損害
3. 利用者の判断により無理に入出庫したことに起因する自転車等、その付属物またはその積載物の破損
4. 出庫に際しての待ち時間に関連し、または付随する損害
5. 機器・装置の故障による代替交通手段（電車・バス・タクシー等）の費用
6. 利用者の操作ミスその他利用者の責に帰すべき事由により発生した損害
7. 工事・催事等で交通規制があり自転車等の入出庫が制限されることにより発生した損害
8. 天災地変、自然災害、戦乱、暴動、火災その他の不可抗力、電力事情の変動等に起因して発生した損害

第5条（違反時の措置）

不正駐輪、長期放置（連続48時間を超えて駐輪すること）その他本約款に違反した場合、管理者は事前通告なく自転車等を移動し、又は強制的にロックを行うことがある。この場合の移動費用、ロック解除費用は利用者の負担とする。

第6条（その他補足事項）

トラブルの問い合わせは、年末年始及び病院が定める休診日を除く、平日の月曜から土曜の営業時間（9時～17時）に限り対応する。それ以外の時間帯では出庫対応を含むトラブル対応はしない。翌営業日に問い合わせること。